

令和4年度第1回静岡県障害者施策推進協議会  
令和4年度第1回静岡県障害者差別解消支援協議会  
会議録（合同開催）

令和4年9月2日（金）  
障害者働く幸せ創出センターAB会議室

午後1時36分開会

○増田障害者政策課課長代理 ただいまから、令和4年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、障害者政策課の増田と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日の協議会は公開で開催しております。既に傍聴を希望されている方がお1人来ておりますけれども、傍聴の定員は5名まで入室が可能となっております。また、協議会終了後に、議事録を県障害者政策課ホームページ上に掲載させていただきますので、ご承知おきください。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、静岡県健康福祉部障害者支援局長の森岡より、ご挨拶を申し上げます。

○森岡障害者支援局長 皆さんこんにちは。県の障害者支援局長の森岡でございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。冒頭、回線トラブルがあり、申し訳ございませんでした。

日頃から皆様には、本県の障害福祉施策の推進にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとうございます。

また、新たに委員に就任された方もいらっしゃいます。皆様には、改めましてよろしく願いいたします。

障害のある方を取り巻く状況でございますけれども、昨年6月の改正障害者差別解消法の公布、それから9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されたという状況でございます。またコロナ禍で、障害福祉サービスの提供で

すとか情報保障、それから就労環境など、様々な場面で新たな課題も生まれてきているということでございます。

こうした時代の変化とか新たな課題に対応する内容を盛り込んだ「ふじのくに障害者しあわせプラン（第5次静岡県障害者計画）」を今年の3月に策定いたしております。昨年度、この協議会でもいろいろご議論をいただき、また、策定に当たりましてはいろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。

新たなプランでございますけれども、前の計画に引き続きまして、「障害のある方が分け隔てられることのない共生社会の実現」ということを基本目標にしてございます。その上で、「民間事業者による合理的配慮の提供促進」、あるいは「医療的ケア児等に対する支援の充実」といった4項目を重点項目に位置づけまして、現在その推進をしているところでございます。

本日の協議会でございますけれども、障害者施策推進協議会と障害者差別解消支援協議会の合同開催ということで行なわせていただきまして、プランの重点施策であります障害者差別解消に関する取組について、ご協議をいただく予定でございます。また、医療的ケア児等に対する支援の充実、それから「ふじのくに障害者しあわせプラン」の進捗状況などについても報告をさせていただきます。

昨年、東京2020パラリンピック競技大会からちょうど1年でございます。パラリンピックで、障害のある方への理解、あるいは関心が着実に高まってきているという状況でございますので、それが実際に行動に移していただけるような「心のバリアフリー」がさらに進むことで、目標としております共生社会の実現が近づいてくるのかなというふうに考えております。プランに位置づけました各種施策の推進に向けまして、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提案をいただきますようお願いいたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○増田障害者政策課課長代理 本日は、施策推進協議会9名、差別解消支援協議会12名の委員の方々にご出席をいただきまして、静岡県障害者施策推進協議会条例第4条第2項及び障害者差別解消条例施行規則第5条第2項に定める会議の開催条件を満たしておりますので、ご報告をいたします。

なお、7月から新たに就任された委員の方々ですけれども、まず両方の協議会の委員としまして、静岡県精神保健福祉会連合会の三浦曜子委員。

また、静岡県障害者差別解消支援協議会の委員としましては、静岡県人権同和対策室長の金原委員。

○金原委員 お願いいたします。

○増田障害者政策課課長代理 静岡県人権・教員育成室長の小林委員。

○小林委員 よろしく申し上げます。

○増田障害者政策課課長代理 静岡県障害者支援局長の森岡委員。

○森岡委員 よろしく申し上げます。

○増田障害者政策課課長代理 ——となっておりますので、皆様方、よろしくお願いいたします。

また、本日Webで参加されている委員の方ですけれども、池谷委員、立花委員、松永委員、三浦一也委員、山本委員。以上の方々におかれましてはWebの参加となっております。

また、岩瀬委員、小倉委員、紅林委員、西尾委員、三輪委員につきましては、本日の協議会は欠席となっております。

そのほか、幹事、事務局職員につきましては、お手元の名簿、座席表にて紹介に代えさせていただきますと思います。

議事に入る前に1点お願いがございます。本日、視覚障害、聴覚障害のある方に参加いただいている関係で、ご発言の際には、お名前をおっしゃってから発言していただくようお願いしたいと思います。

それでは議事に入っていきたいと思います。

これからの議事進行につきましては、増田会長にお願いしたいと思います。増田会長、よろしくお願いいたします。

○増田会長 若干天候が不順でございますけれども、ご参集くださいますありがとうございます。この後司会を務めます増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一言挨拶をということでございますが、このところ2～3の会議の折に、ささやかですけれども本質的なことに気がつきました。相談支援であれ、苦情等の対応であれ、面談をするときに、「この人は精神障害だから」「この人は知的障害だから」「だからこういう苦情を言うてるんだ」「だからこういう不満を言うてるんだ」というふうに、どこかで障害ということに原因を還元して私たちは理解しようとしていないかということです。苦情や不安を語ったときに、そこに「障害者」という原因を探し出して、あた

かもその方を理解したかのように錯覚している。けれど、その方が語っているナラティブ、語りの中身というのは、決して障害だからということに還元される問題ではない。むしろその方が、生きること、暮らすことの中で、悩み、苦しみ、悲しみ、様々なことを体験していく中でそれを伝えようとしているメッセージ。それを私たちは、ついつい「障害者だから」というふうに捉えて理解していないかと。実は相談支援の本質はここにあります。

そうすると、本人にとってみれば、あたかも自分自身が原因であるかのように、その人の応答を受け止めざるを得ない。これほど悲しいことがあろうかと思えます。その折々には、まず障害者であるかどうかではなく、その人自身が今私たちに何を伝えようとしているかということに耳を傾けて、まずその人の物語、ナラティブにしっかりと気持ちを寄せてこそ、私たちは相談支援をすることができる。改めてこのあたりに最近気づかされました。

本日、差別解消法という大きな議題が上がっておりますが、その差別のリアルとは何か。それは、当事者自身が「私は何者なんだろうか」「障害者である前に、どういう人間であるんだろうか」ということを考える、そここのところが理解されていないということが、多分差別の根っこにあるんだろうなと思いました。この後の議論、ぜひ当事者の目線、当事者の立場、当事者が今どのような思いであるかということにしっかりと心を寄せて、皆様方のご意見を賜りたいというふうに願っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、本日与えられました協議事項、「『静岡県障害者差別解消条例』の改正について」ということです。

この条例をつくる折に、私はまとめ役をさせていただいたんですが、まあたくさんの方からご批判をいただきました。けれど、「ともかく条例をつくり、走りながらでも考えて、これをあるべき姿にしませんか」と、その折はお伝えいたしました。内外の状況の変化の中で、改めてこの条例を改正していくということが議題となりました。皆様のお立場から忌憚のないご意見をいただければと願っております。どうぞよろしく願いいたします。

では、まず事務局から、改正点についてご説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○石田障害者政策課長 皆さんこんにちは。県の障害者政策課長の石田です。どうぞよろ

しくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

それでは資料のほうですけれども、資料1、1ページのほうをお開きください。

「静岡県障害者差別解消条例の改正」について、ご説明いたします。

今年度から委員に就任された方もいらっしゃいますので、初めに障害者差別解消法の概要についてご説明いたします。

平成28年に、国や県、市町村などの行政機関や、電車・バス、スーパー、飲食店などの民間事業者による障害のある方に対する差別的な対応をなくすために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が施行されました。法では、合理的配慮の提供について、行政機関には義務とされましたが、民間事業者に対しては、この概念がまだ浸透していないということを理由に、3年後の見直し規定を定めて努力義務にとどめられておりました。令和3年6月に法律が改正され、民間事業者の合理的配慮の提供が義務へと変更され、令和6年6月までに施行されることとなりました。現在本県の条例では、民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務としておりますが、今後、法と同様に改正を予定しております。

3の「最近の動き」のところに記載しておりますが、昨年度、本協議会の時点では、条例改正に向けてのスケジュールにつきまして、今年度の夏頃に示される予定である国の基本方針。そちらを踏まえて令和4年度中の改正を目指すこととしておりましたが、国の基本方針の決定時期が遅れまして、令和4年度中に決定する見通しとなっております。

2ページをお開きください。

資料1-2は、条例改正に係る他県の対応状況であります。他県は国の基本方針を待って改正を検討していくところが大半を占めており、今年度中の改正を予定しているところはございません。

1ページにお戻りください。

4の「対応方針（案）」ですが、国の基本方針を踏まえて条例を改正する必要があると考えておりますことから、本県におきましても、他県と同様に国の基本方針が示されるのを待ち、令和5年度中の改正を目指す予定であります。

令和4年度中には、5の「作業スケジュール（案）」のほうにありますとおり、民間事業者に対する周知・啓発を図るため、差別解消に関するアンケートや、法改正及び差別解消に関する出前講座。それをオンラインで実施する予定です。

3 ページをお開きください。

資料1－3に、今後実施を予定している民間事業者へのアンケート調査について記載をしております。

アンケート調査は、2に記載のとおり、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」。こちらのほうに参画していただいております267の団体のうちから、障害のある方が利用する頻度が高い業界団体であります、商業、それから交通、教育の分野の37団体に対して依頼をする予定です。

スケジュールといたしましては、3に記載のとおり、11月頃に開始できるように準備していきたいと考えております。

4 ページをお開きください。

資料1－4は、アンケート調査において質問する内容案をお示ししてあります。より多くご協力いただけますようWebを活用することとしておりまして、内容的には他県の事例等を参考にいたしました。

このアンケート調査の結果等も踏まえまして、今後の条例改正や差別解消に向けた施策を検討していきたいと考えております。

アンケートの結果につきましては、今年度末に予定をしております次回の差別解消支援協議会にてご報告をいたします。今回、委員の皆様には、条例改正のスケジュールや民間事業者へのアンケートの対象団体、それから調査項目などにつきましてご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○増田会長

では、この後皆様方からご意見を賜りたいと思います。ポイントは2点ございました。

まず1点目。民間事業者の合理的配慮の提供の義務化に伴うことについて、皆様方のお立場からご意見をいただけると幸いです。いかがでしょうか。

アンケートのほうにもつながるんですけど、「合理的配慮の義務化は知っていますか」という前に、「合理的配慮ってご存じですか」というのがワンクッションあってもいいのかなと思いました。合理的配慮って、そんなに私たちにとって分かりやすいコンセプトではない。あるいは民間事業者にとって、どういう場面で合理的配慮が求められていくのか。どれほど分かりやすいのかと言えば、まず1つクエスチョンがつくんです。どなたか口火を切ってくださいと議論が活発になります。

○金原委員 お世話になります。同じ健康福祉部の人権同和対策室の金原でございます。

同時に静岡県人権啓発センターというのも設けておりまして、非常に近いところで取り組みをさせていただいておるところなんですけど、1点ちょっと確認をさせていただきたいんですが、アンケートのところ、関係団体さん37団体にアンケートを出すということで、それぞれの団体さんにおいては、その構成員である会社、企業さんなど、どのあたりまで聞かれるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○増田会長 配付の範囲といいたいまいしょうか、そのあたりですが、いかがでしょうか。このあたりは事務局でもお答えできるというふうに思いますが。

○石田障害者政策課長 障害者政策課、石田です。ありがとうございます。

例えば1の「商業」のほうの静岡県経営者協会さんであれば、そちらの事務局を通じて、参画していただいている各企業さんのほうに周知していただくと。アンケート自体はWebのほうにアップしてあるので、そちらのほうからご回答いただくような案内を周知していただくと。そういうようなやり方を考えております。

以上です。

○増田会長 続けて何かございますか。

○金原委員 出てくる回答というのは団体としてのお答えになるんですかね。各企業さんの答えというか。そのあたりはいかがでしょう。

○石田障害者政策課長 障害者政策課、石田です。

各団体を通じてその構成企業さんに照会をするので、例えば経営者協会さんであれば個別の企業さんから回答をいただく。37団体ではあるんですけど、件数としてはさらに多くなるだろうと。

ただ、「交通」のところとかは、例えば私鉄の伊豆急行さんとかという個別の企業さんの名前が入っているものですから、そこは単独ではあるんですけど、静岡県バス協会さんであれば、静鉄さんとか遠鉄さんとか、その構成される方々にそこから周知していただくというような形で考えています。

○金原委員 ありがとうございます。

○増田会長 ほかにいかがでしょうか。

○立花委員 はい、ありがとうございます。立花です。

調査についての質問というか、意見を含めてなんですけれども、今回の対象というのが、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」に参画している267団体のうちという

ことで考えていらっしゃるわけなんですけれども、僕としては、今回たまたまこの会議に関連して資料を幾つかいただいている、その資料の中に、昨年の差別解消関連の相談件数実績等がありました。相談件数等は37件ぐらいだったと記憶しているんですけれども、その中で、医療機関の差別的な扱い、それから合理的配慮の不提供というようなところが数値としては一番高いわけなんですよね。したがって、対象は、もちろんここに示してくださっている「障害を理由とする差別解消推進県民会議」に参加している団体は、もちろんそれはそれでいいですけれども、それプラス、これとは別に、今申したような医療機関でも調査をすることが望ましいのではないかと。すなわち、対象としてはこれだけでは十分なデータを得られないのではないかなという危惧があるので、対象については、これまでの県の相談等の実績を踏まえて、対象をもう少し広げるとするか、あるいは今申したようなところも含めるような形で検討いただけるとうれしいです。

○増田会長　もしかすると、それぞれ皆様方のお立場を考えたら、医療機関もそうだけれども、「ほかにもあるんじゃないか」というようなご意見もあろうかと思うんですね。この辺は、ぜひご意見を賜りたいと思います。事務局との受け答えではなくて、ぜひ皆様方のほうからも、今の立花先生のご発言をきっかけに、また何か「こういうこともあるんじゃないか」「こういうふうな団体への働きかけもあるんじゃないか」というようなことがあろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小林委員　人権・教員育成室長の小林です。よろしくお願いします。

今のご意見と少しつながるんですけれども、私もアンケートの範囲につきましても、もう少し幅広い中からのご意見をいただきながら、その実態というか、把握することが大事ななということを思っています。

アンケートの中のいろんな声を参考にしながら、この対応策を考えていくということになるかと思うのです。

今、出前講座ということでお考えが載っていますけれども、質問ですけど、まず1つ目は、対象となる方。例えばアンケートを取られた事業者の方になるのか、どのぐらいの範囲で考えていらっしゃるかということと、もう1つは、出前講座も周知の方法としてはとてもいいと思うんです。そのほかに、例えばチラシだったりポスターだったり、何かほかに周知の方法をお考えかどうかということをお伺いしたいと思います。

○増田会長　では、2つ関連するご質問であったと思うんですが、そもそも267団体のうちで、今ここにも書かれている37団体。こういう対象に絞ったということの前提にある



議論も含めて、少しご説明いただくと話題が膨らむと思うんですが、いかがでしょうか。

○石田障害者政策課長 ありがとうございます。障害者政策課の石田です。

対象を絞ったというところに関しましては、説明のところでも触れさせていただいたんですけど、やはり一番よくよく僕らのほうにご相談いただくときには、「買物の際にいろいろと困った」だとか、あとは公共交通機関ですね。電車とかバス、タクシーとか、そういったところで「ちょっと乗車拒否に遭った」とか、そういうようなお話を聞いたりますものですから、そういった意味では、一番関わりが強いかなというふうに思ったところ。そこをピックアップしたというところがあります。

なので、先ほど立花委員のほうからもご指摘いただきましたけど、相談の件数とかを見ますと、医療とかそういったところが多いというご指摘はごもっともだと思いますので、そういった意味では、その対象ですね。そのところを少し広げるという考え方もしなければいけないのかなと、今ご指摘いただいて素直に思ったところです。

ちなみに、267の団体のうち、医療等の関係が19ほどあるようです。なので、そういうところを加えるような方向で考えていきたいかなと思っております。

それと、出前講座のほうは、商業のところというんですかね。経営者協会さんですとか中小企業団体さんですとか、そういうやはり民間事業者さんのところでも、買物とかそういったところで一番障害のある方々と接する機会が多いかなと思われるところを中心に、団体を通じて、その団体の会合ですとか、そういったところの機会を捉えて出前講座という形でやれたらなというふうに考えております。県のほうで、いろいろ合理的配慮ですとか差別解消に通じるような動画とかも過去に作成したものがありますので、そういったものなんかも使いながらやっていけたらなというふうに考えております。新たにこれのためのチラシとかポスターというところは、まだ用意はできていないんですけど、従来からあります差別解消のチラシ等もありますので、そういったものなんかも活用しながらやっていければなというふうに考えております。

○増田会長 出前講座のような、どことなくアナログ的な方法って大事だと思うんです。いわゆる情報啓発というだけでは、多分条例や法律の根っこの部分はなかなか、建前としては分かるけれども、「実際どうなんだ」というところにまで落ちていかないという印象があります。アナログの中で実感するリアルというのも大事なのかなというふうに思います。

○篠原委員 静岡県自閉症協会事務局の篠原です。よろしくお願いします。

出前講座の話が今ありまして、本当に直接聞けるというのはとてもありがたいことかなと思います。合理的配慮って、すごく多岐にわたると思うんですけども、その中で自閉症とか精神障害の方とかとなると、とても分かりづらい合理的配慮になると思うんです。よく親の会のほうでも意見が出るのは、「わがままだ」とか「特別扱いだ」とか「えこひいきだ」とかというふうに言われてしまうというところが結構あるようでして、その辺の説明とかは、本当に直接出前講座とかで「こういうことはこういうことなんです」みたいな感じでお知らせいただくと、とてもありがたいなと思います。

○増田会長 とても貴重なご意見だと思います。

先日、大学コンソーシアムの総会が開かれた折に、最後のあたりで私のほうから「大学における発達障害、精神障害の学生たちの支援は多くの課題を残しているのではないかな。なぜここにスポットライトを当てないのか」という発言をさせていただきました。実は大学が一番遅れているんです。たくさんの学生たちを受け入れながら、でも、それは「自分たちは大学生なんだから」というあたりが大きな先入観になっていて、「自分から声を上げてこなかったらなかなか対応しないよ」というようなスタンスが大学の中にはあります。それだと学生たちが勉強や就職に悩んで、どこに相談しようかというような場合に、とりわけ卒後の就職の前と後のところでたくさんの学生たちがドロップアウトしていくことが、今全くカバーできていないところがあります。「これはどうするんだ」「大学の責任ではないのか」というあたりを議論をし、いま新たに研修・啓発をコンソーシアムとしてしていただけることになりました。目に見える障害と目に見える差別ということには着目しますけれども、実は目に見えない形でシステム上の差別を私たちはやっているかもしれないということもあると思うんですね。

例えば、試験を受けるときに「この机と椅子でなければ無理だ」という学生がいたとします。「ここしか実は落ち着かないんだ」とも。逆に「Webで試験を受けさせてください」という申込みもあるんですね。けれども、なかなか「教室で試験を受けるものだ」「席は決められない」という建前を私たちが出せば、学生は自分の力が発揮できないわけですね。

そういうことは、大学の中のどういう問題であるか。多分、他の教育機関も同じだと思うんです。その子たちが本当に学び、力を発揮できるような環境を整えるのはどういうことなのかと。これが合理的配慮に準ずるかどうか。私は準ずると思っています。

そういうふうなことも、教育ではしっかりと確認いただく必要があるのかなど。これからそういう実態をつまびらかにしていく必要があるのかなというふうに思いました。

ですから、今篠原様が言ってくくださったことは、子供さんから実は大人の世界まで、みんな通じている課題だというふうに思いましたので、発言をさせていただきました。

○三浦（曜）委員 静岡県精神保健福祉会連合会の三浦です。

主に精神障害の家族の者が、皆さんで「少しでも当事者の者をよくしていきましょう」ということで活動しているんですけども、今先生がおっしゃったみたいに、大学での対応の仕方ということをお聞きすると、統合失調症というのは、大学に入った頃に発症する方が非常に多いんですね。結局、家族と離れた生活をするとか、周りの方、お友達とも離れてしまって勉強にいそしむということをするとか、調子が悪くなってきたときに発見が遅れる。ですから、学校の先生たちの対応として、「この子、変わってるな」とか「なぜこんなに授業に参加できないんだ」とかという話がずっと続いて、半年、1年ぐらいいしてから、「このままだと留年ですよ」とかという話になってくると、結局親のほうに知らせが行くというようなことになってくる。早い時期に対応すると、すごく治療が早くできますので、ひどい状態にならない。そういうような事例の方も家族会のほうの当事者の方にはたくさんいらっしゃいます。その辺も、このアンケート調査のところに教育機関というのがあったものですから、考えていただけたらうれしいなど。

まずは、当事者について、病気について、関係の行政の方とか、一番お勉強して下さっている教育の方たちがどのように考えてくださっているか。そこを一番頑張ってくださいと、もうちょっと大勢が変わってくるのではないかなというふうに思っています。

○増田会長 具体的で大切な様子をお話してくださいました。この「コンソーシアム」と書いてあるのは、県内の高等教育機関全てに対しても下ろされていくんだろうなと思います。

さて、アンケートの配付先が今話題になっておりますが、アンケートの内容については、皆様方、ご意見いただくことができますでしょうか。

○松永委員 経営者協会の松永です。

アンケートについてですが、1ページの4に書いてあることは、要は国の方針がまだしっかりと決まっていないので、今年度については民間事業者に対する周知と啓発を目的にアンケートを実施するという趣旨だと思いますが、やはりそれぞれのお立場でアン

ケートに対する期待感が違うものですから、いろんな意見が出てくるんだと思います。

私どもの経営者協会でも、多くの会員の方がいらっしゃいますが、令和3年に法律が公布されてから、もう1年以上経っているわけですが、合理的配慮に対するご意見などは出てきていなくて、現状は周知がなかなか進んでいないという状況だと思います。

ここは周知ということに主眼に置き「合理的配慮をご存じですか」というレベルで全体を統一して、皆さんに広く知っていただくという内容にした方が良いでしょう。

また、例えば私がある企業の総務部長だったとして、「合理的配慮ができなかったことがあるか」「できなかった理由は何だ」と聞かれても、アンケートが具体的にどのように利用されるのか分からないと記名で書くというのは難しいんじゃないかとも思います。その辺も配慮してつくっていただければより有意義なアンケートになると思います。

以上です。

○増田会長 極めてこのアンケートの本質的なところをご指摘いただいたように思います。静岡県ならではの、合理的配慮の啓発も含めた組み直しがもう一遍必要ではないかと。個人的には私もそう思います。

知っているようで、実は事業者さんの現場であっても大学の現場であっても、意外と意見が分かれるんです。どこまでをやれば合理的配慮なのか。どうすればそう認められていくのか。答えがあるわけではありません。ケース・バイ・ケースだろうと思います。でも、合理的配慮ということについて、どのような理解をお持ちかということは、少なくともこの義務化の前提として確認しておくことができれば、何らかのこれからの働きかけの指標、課題はつまびらかになるのではないかと思います。いかがでしょうか。事務局に今すぐ答えを求めることではないんですが、こういったご意見はとても大事だというふうに思いました。

○立花委員 このアンケートのそれぞれの調査内容を見ていて思うのは、「これは誰が答えるんですか」ということなんですね。各事業者の誰が答えるのかと。例えば、「差別解消法を知っているか」という質問。これだって、会社の誰が知っているのかということで、非常に答えるのが難しいというか。あるいは誰に対してこれは回答を求めているのかなという、その辺をはっきりすべきだと思うんです。例えばサービス機関であれば、「あなたの事業所のサービス責任者は合理的配慮を知っていますか」、あるいは「差別解消法を知っていますか」とか、もう少し踏み込んでいかないと、得られた回答だって事業所の答える人によって全く回答が違って来るわけですから、それを集計しても意味

がないというか、本当に意味のあるデータを得られないなんじゃないか。

そういった点では、とりあえず事務局としては、この回答者という部分は、そういうふうな限定を、「調査に当たって」というペーパーを作ってそこでお願いするのかどうか。その辺のお考えをお聞かせくださいますか。

○増田会長 フェイスシートの中身で、「このような方々に答えていただきたい」という大ざっぱな枠組みというものはあるんでしょうか。それとも、もう丸投げなんんでしょうか。

○石田障害者政策課長 障害者政策課長の石田です。ご指摘ありがとうございます。

今立花委員が言われたようなイメージは、ちょっとそこまではできていなかったのが正直なところですよ。ご指摘のとおり、例えばスーパーとかそういった店舗で実際に対応される店長さんとか店員さんとかが、そういう意識をして接客しているかというような観点でアンケートを取らなければいけないなど、今ご指摘いただいて思いましたので、ちょっとそういうようなイメージで項目としては直していかれたらと思っています。ありがとうございます。

○増田会長 よくフェイスシートのところに「このような方々に答えていただきたい」と。それこそ名称も立場も様々なので、一概にこちらから指定はできない。だけれども、「こういうふうなポジションの方をお願いしたい」ということは今までの調査でもありますので、少しご検討いただいたら、逆に後でクロス集計するときの属性の分析にも役に立つというふうに思います。ぜひそのようにお願いできればと思います。

○山本委員 をつなぐ育成会の山本です。

すみません。実は私の事業所で、先日これに近い内容のものをヘルパーさんたちに実際使いました。そうしたところ、まあ分かっていなかったです。もう10年以上の経験あるヘルパーさんたちなのですけれども、「こういう言葉は聞いたことがあるけれども」と。「だから、もっと簡単な聞き方をしてくれないと分かりません」って、はっきり言われてしまいました。

増田先生も先ほどおっしゃったとおりに、やはり「『合理的配慮』という言葉を知っていますか」「ご存じですか」から入って行ってくださらないと、福祉に携わっている人間ですらそういうことなのに、一般の方にそれを求めてしまっても、それは難しい問題だと思うし、また先ほど立花先生がおっしゃっていたとおりに、「誰に何を聞いているのか？」といったところはきちっとしていただいたほうがいいのかなということで、私もちょっと自分で本当にこれに近い内容で行ってしまったことを今反省して

いる段階です。これを見て皆様の意見を聞いて。やはり難しいです。今ここで私も「答えろ」と言われても、なかなか全部百パーセント答え切れないなというところがあるので、やっぱりもうちょっと入りは簡単に説明から入って、「そういうこともご存じですか」とか何か、多分される予定でいるとは思うのですけれども、そこから入って行って徐々にじゃないといけないのかなと。令和6年だったらまだ時間がもう少しあるから、まず先にこの理解をしていただくことからしていただけると、我々親の会としてもありがたかなと思っています。

以上です。

○増田会長 ご経験から大変大事なご指摘をいただきました。

本当に皆様から、様々なお立場からの貴重な、あるいは本当に今後の検討に価するご指摘をいただいたように私は思います。いわゆる設問項目をたくさん載せろというよりも、一つ一つの設問にどのような意味づけ、意義づけをしておくのか。回答者の視点を少し気にして検討いただいて、場合によっては皆様のお立場からプリテストを少ししていただいて、「これなら答えられるかもしれない」と。場合によっては小さな解説をつけざるを得ないようなこともあるのかもしれませんね。今の山本様のご発言を聞くと。

分かっているつもりで出しても、向こうは「『合理的配慮』って、聞いたことあるけど」というレベルと「よく知っている」というレベルでは大分違うので、この辺も検討に値

事務局にあっては、アンケートが作成できただけで調査は7割方成功だというふうに言われますので、あとはそこから出てくる結果は私たちの仮説なので、その前に7割方の内容、水準までご検討いただくことが大事かなというふうに思います。また皆様方、お力添えくださって、いろんなご意見をさらにいただければ、事務局としてもいろいろと工夫ができるのではないのかなと思います。ありがとうございました。

では、本日の協議事項は、おおむねこれをもって終えたいと思います。今後は、解消条例の改正に向けて、皆様方からたくさんのご意見を聞く機会があろうかと思っています。名実ともに、これが当事者ご家族の利益にかなうものになりますように、また力添えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では本日、この後報告事項が4点ございます。それについて、これから皆様方からご意見をいただきたいと思っています。

まず、2番目の報告事項の中で、「『ふじのくに障害者しあわせプラン』の進捗について」「『静岡県障害者差別解消条例の施行状況』について」、さらに「『障害のある

人の工賃向上に向けた取組』について」。この3点をまとめて事務局からご説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○石田障害者政策課長 障害者政策課の石田です。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料の5ページをお開きください。

資料2、「ふじのくに障害者しあわせプラン」の進捗について、ご説明いたします。

また、今回初めてご参加いただく委員の方もいらっしゃいますので、まずはプランの趣旨等を説明いたします。

1、「計画の位置づけ」をご覧ください。

静岡県では、障害のある方が、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができるように、3つの計画を策定しております。

1つ目は、表の頭のほうです。「ふじのくに障害者しあわせプラン」の下にあります「障害者計画」で、こちらは障害者基本法に基づきまして、基本理念や基本目標など、本県の障害者施策の基本的方向性を定めたものであります。

2つ目、3つ目は、その右手にあります「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」で、それぞれ障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、施策の目標の実現に向けた成果目標や活動指標を定めたものであります。実施計画としての位置づけとなっております。この3つの計画を合わせて「ふじのくに障害者しあわせプラン」と総称しております。

2、「計画期間」ですが、障害者計画につきましては、第5次の計画が本年度からスタートしたところでありまして、障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、それぞれ第6期及び第2期の計画期間中となっております。

7ページをお開きください。

資料2-2、第4次障害者計画の令和3年度実績についてであります。

第4次計画では、全55項目の指標で進捗を確認してまいりました。令和3年度は第4次計画の最終年度でありましたが、55の項目中、コロナ等によりまして予定していた調査が行なわれないなど、数字が出ていない2つの項目を除いた53の項目について、約8割に当たる40項目で進捗率が80%以上となっております。おおむね計画の目標は達成できていると評価しております。

進捗率が80%未満だった13項目のうち8項目につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出自粛や、講座、研修、スポーツ大会等の中止、規模縮小などによりまして実績が下がったことによるものであります。それ以外の5項目につきましては、簡

単に説明させていただきます。

1つ目の項目は、この7ページの3番です。「ヘルプマーク配布数」です。目標値が12万枚に対しまして、令和3年度実績では配布数が3万8,590枚、目標達成率は32.2%となりました。1年間の配布枚数は約2,000から3,000枚でありまして、結果から振り返れば、当初の目標値の設定が妥当であったかという点も反省しなければならないと思っておりますが、県といたしましては、必要な人が入手しやすい環境づくり。そちらを引き続き進めてまいります。

2つ目は、5番の「『人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県』と感じる人の割合」で、実績は39.5%、目標達成率は79%です。

8ページをお開きください。

3つ目は、11番、「自立し社会参加していると感じている障害のある人の割合」で、令和3年度は調査未実施のために令和2年度の実績48.3%との比較で、目標達成率は69%となりました。

この2つにつきましては、いずれも県民の方へのアンケート調査で算出している数字でありまして、総合的な指標でもありますことから、要因分析や、その対策が難しい部分もございますが、現在の第5次障害者計画でもこれらを指標に盛り込んでおり、他の指標の向上を図る取組を推進する中で目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目は、14番の「児童発達支援センター設置市町数」で、目標値は33市町、実績は21市町で、目標達成率が63.6%となりました。要因といたしましては、単独では設置が困難な賀茂郡などにおきまして、圏域での設置のための検討に時間を要しておりますことから実績が伸びないというような状況でございます。こちらの指標も現在の第5次計画に盛り込んでおりますことから、引き続き圏域の自立支援協議会の場等におきまして、設置に向けた市町への働きかけ。そうしたものを強めてまいりたいと考えております。

10ページをお開きください。

5つ目は、35番、一番下のところ。「身体障害者補助犬実働頭数」です。目標60頭に対して、実績は35頭、目標達成率は58.3%となりました。要因といたしましては、新規希望者が想定よりも増えず、使用者の方のリタイアによる減等もありまして、見込みほど伸びていないという状況でございます。

13ページをお開きください。



次に、資料 2 - 3 の、第 6 期静岡県障害福祉計画及び第 2 期静岡県障害児福祉計画の令和 3 年度末実績についてであります。

まず、「成果目標」の 1、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてであります。

(1) の「施設入所者数の減少」につきましては、太字で囲んであるところですね。令和元年度末時点の 3,401 人から、令和 5 年度末は 3,336 人と、65 人の減少を目標としております。令和 3 年度末時点では 3,364 人で、37 人の減少となっております。

(2) の「入所施設からの地域移行者数」につきましては、令和 2 年度からの 4 年間で累計 206 人を目標としており、令和 3 年度までの 2 年間の累計は 106 人となっております。

14 ページをお開きください。

3 の「地域生活支援拠点がある機能の充実」です。第 6 期計画では令和 5 年度末で 22 か所という目標に対して、令和 3 年度末で 14 か所となっておりますが、令和 4 年 4 月 1 日付けで長泉町におきまして設置が完了しております。県といたしましては、引き続き市町の設置について支援をしてみたいと考えております。

続きまして、4、「福祉施設から一般就労への移行等」についてです。

(1) 「福祉施設から一般就労した人の数」につきましては、令和 5 年度の目標人数が 724 人でありまして、令和 3 年度実績は 535 人となっております。

それで、15 ページなんですけれども、ちょっと 1 か所訂正をお願いしたい箇所があります。失礼いたします。

5 の表の「第 6 期」の下のほうにあります「令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」という項目の「実績」のほうですけれども、「県内全 8 圏域で配置」となっておりますが、申し訳ございません。目標が 7 になっておりますので、「8」を「7」に訂正をお願いいたします。

それでは、17 ページのほうをお開きください。

資料 2 - 4 であります。17 ページから 18 ページまでですね。こちらについては、活動指標ということで、サービスの利用を示す指標となっております。時間の都合もありますので、申し訳ありませんが、それぞれ後ほどご確認していただければと思います。

令和 5 年度に向けまして、市町等の取組を支援してみたいと考えております。

プランの関係は、簡単ではありますが、説明は以上となります。

続きまして、19ページをお開きください。

資料3、「静岡県障害者差別解消条例の施行状況」について、ご説明いたします。

本県では、平成29年に施行されました障害者差別解消条例に基づきまして、差別解消のための施策を進めてまいりました。

20ページをお開きください。

具体的な取組といたしましては、2の(1)にありますとおり、条例の第12条に基づきまして、平成29年6月から静岡県社会福祉士会様に委託して相談窓口を設置しております。相談状況につきましては、後ほど説明いたします。

(2)の条例13条から19条に定めます助言・あっせんの申立てにつきましましては、申立ての前に相談窓口のほうで様々な調整をしてくださっておりまして解決に至っているということから、昨年までの実績は0件となっております。

(3)は、条例第20条に規定する県民の理解及び関心の増進のための取組についてであります。援助や配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークの普及、困っている障害のある方を支援する声かけサポーターの養成、合理的配慮の普及啓発のための講演会を行なう団体に対して助成をする合理的配慮理解促進助成など、合理的配慮の推進のための取組を実施しております。

(4)、(5)の第21条、22条関係につきましましては、文化芸術活動や障害者スポーツの活動において、障害のある方もない方も一緒に参加する取組など、相互理解の促進を図っております。

21ページをご覧ください。

(6)の第23条関係は、県民の模範となる取組や、障害のある方とない方の交流活動等を行なった団体などを表彰して、さらなる差別解消の好事例の共有及び普及。そういったものを推進しております。

(7)は、第24条に基づきまして、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって障害を理由とする差別解消を推進するため、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」といったものを開催しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染予防のために表彰式のみ実施をして、オンラインで表彰式、それから事例発表の様子を配信いたしました。

以上が、これまでの本県の取組となります。

22ページのほうをお開きください。

続きまして、資料3-2、令和3年度の「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について、ご説明いたします。

令和3年度の障害を理由とする差別に関する相談は、太く囲ったところにあります37件でした。

2の分野別で見ますと、「その他」に関する相談が最も多く、先ほどご指摘いただきましたが、次いで「医療」に関するものが多く寄せられております。

「その他」に関する相談につきましては、「障害を理由に、自治会、それから職能団体などに入会をさせてもらえない」とか「近隣の住民から嫌がらせを受けている」などの相談がありました。

「医療」につきましては、同一人物からの複数回の相談と思われるものも含まれておりますが、「障害特性によって診察室に入れずにいたところ、診察を断わられた」とか「対応した職員から差別的発言をされた」というような相談がありました。

23ページをご覧ください。

3、「発生地域別」の相談件数です。静岡圏域の件数が最も多く、次いで志太榛原、西部地域の件数が多くなっております。

それから、下の5の「相談への対応」についてですが、事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、窓口職員が主体的に解決に向けた対応を行なったケースが全体の6割を占めております。このほか、労働や雇用に関する相談に対して労働局の相談窓口を案内するなど、他制度の相談窓口につなげる対応も行なっております。

24ページをお開きください。

次に、相談窓口寄せられた事例の一部について、ご報告いたします。なお、内容は、個別の関係者や関係施設が特定されないように記載してありますので、ご了承ください。

No.1は、国家試験の受験に関する事例です。身体障害の方が、申込みの際に、「合理的配慮の提供に関する記載」欄に、自宅から一番近い試験会場、もしくは遠方の会場の場合は車で行くために駐車スペースの確保の2点について依頼をしました。しかしながら、希望していた一番近い試験会場ではなくて、決定した試験会場に駐車場はあるが、「空いていない場合は他の駐車場を自分で探してほしい」と言われたというものであります。

主催者側に事実確認をし、再検討するように依頼をしたところ、一番近い会場は今年度は試験会場ではなかったことが分かったのですが、相談者に対してそれが説明されて

いないことが分かりました。そのことを主催者から説明をしていただくことと、併せて試験会場で駐車場も確保していただくという形で対応のほうをしていただきました。

No. 2 は、福祉サービスに関する事例です。「利用をしている事業所から、『情緒面で安定を欠いた場合は施設や送迎車の利用ができない』と言われて利用を制限された」という相談でした。

事業所に確認したところ、新型コロナウイルスへの対応として施設利用等に関する通知を出したけれども、障害の程度で利用制限をしたという意図ではなかったということが分かりました。しかし、結果として誤解を与える内容となってしまったということで、改めて事業所から相談者の方へ直接趣旨を説明していただいて、相談者も内容を理解されて誤解が解消されたものです。

25ページをご覧ください。

No. 3 は労働及び雇用に関する事例です。「発達障害の特性からミスが起きてしまうことに対し、適切な配慮を職場に求めたい」という相談です。

相談者の希望に沿って、相談支援先を紹介するような対応をいたしました。

No. 4 は建築物の利用に関する事例です。「運動施設の利用に対し、障害を理由に条件が出された」というものであります。

確認をしたところ、条件の見直しを検討しているということでありましたが、相談者との話合いがなされておらず説明等が不十分であったため、相談者の話も聞いた上で適切な対応をするように求めました。その結果、相談者と施設との間で話合いが持たれ、その後お互いに合意をした上で条件が見直されました。

それでは、続きまして26ページのほうをお開きください。

資料4であります。「障害のある人の工賃向上に向けた取組」について、引き続きまして説明いたします。

県では、企業での一般就労が困難なために就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所等で働く方々が地域で自立した生活が送れるように、工賃向上に向けた様々な取組を行っております。昨年は、静岡県工賃向上計画を策定し、令和5年度までに県平均工賃月額2万円を目指すという目標を掲げました。

この目標を達成するために、県の取組として、2に記載のとおり、企業等と事業所をつなぐ機関である「障害者働く幸せ創出センター」による受注機会の拡大や、福製品の付加価値を高めるなど収益向上に向けた支援、県や市町等による発注を推進する取組な

どを強化しております。

今年度は、3に記載のありますとおり、さらにオンライン販売の事業所を増加させるほか、官公需の一層の推進など、販路拡大の支援を一層強化していくこととしております。

簡単ではありますが、事務局からの説明は以上であります。どうぞよろしく申し上げます。

○増田会長 たくさんのデータ、たくさんの情報をご提供いただきました。

では、報告が3点ございましたので、1点ずつ皆様からご意見をいただければと思います。

まず、「ふじのくに障害者しあわせプラン」の進捗をご覧になって、データ等を含めて、今ご説明をいただきました。いかがでしょうか。

○大石委員 大石です。よろしく申し上げます。

今ご説明いただいた中に、8ページ、「児童発達支援センター設置市町数」のご説明があったと思います。圏域単位で調整をさせていただいているというようなことでご説明があったと思いますが、2年後に児童福祉法が改正される予定ですね。その中で、特に児童発達支援センターが地域の中核的な役割を担うと。僕のイメージだと、かつて特別支援教育が始まる時に、特別支援学校が地域の中核的なとか、センター的な役割を担うというようなことが言われたことがあったと思うんですが、それに近いようなイメージで理解をしていますけれども、その中で、ちょっと心配だなと思っているのは、保育所等訪問支援が少しずつ県内でも広がってきていると思うんですが、児童発達支援センターのない地域が残ってしまうと、保育所等訪問支援の活用が制限されちゃうのかなということがあって、そこを少しご検討いただく必要があるのかなということを思いましたので、ちょっと県のほうに伺いたいなというふうに思いました。お願いします。

○増田会長 14番の項目でありますけれども、そのままお答えいただいてもいいですか。

○石田障害者政策課長 障害者政策課、石田です。ご指摘ありがとうございます。

全くご指摘のとおりでありまして、いろいろ圏域によっては、かなり資源の乏しいところ。当然当事者の方、子供さんもその分少ないということで、なかなか基盤が整備しにくいという状況がございます。そういったこともありまして、他の地域とコラボして広域で設置できないかとか、いろいろ議論しているところではあるんですけど、賀茂圏

域に関しましては、まずは保育所等訪問支援。そこだけでもまず先行してスタートできないかということで検討を進めているような形で、確かに、何とかいろいろとサービスを組み合わせたり外部から取り込んだりとかという形で、今進めているところでありませう。県のほうとしましても、そういう各地域のサービスの充実。ほかのところと広域でやるとか、そういったところに引き続き助言とか支援とかしていきたいなというふうに思っているところです。ありがとうございます。

○池谷会長代理 障害者計画とか障害福祉計画、障害児福祉計画というのを県が主体になってこういうのをつくられています、実際具体的なサービス提供は、市町とか、主には社会福祉法人。今は民間も多くなってきましたけれども、そういうところがやってくわけですね。大体例年5月ぐらいになると、「6月末までに、施設整備をしたい社会福祉法人は手を挙げなさい」という通知が来るわけですがけれども、今の求人難とか、工事費がすごくアップしているということもあって、なかなか「こういうサービスは提供したいけれども、すぐにはやっぱり施設整備できないね」ということで二の足を踏んでいる社会福祉法人が多いと思います。そういう中でこういう計画が出されていても、何かもう少し、インセンティブとか、何か誘発動機というか、そういうものを出していただかないと、なかなかこの計画は進んでいかないと強く思います。その辺、すぐにはなかなか出ない答えですがけれども、難しいなといつも思っています。

それと、国の国庫補助金も、何か最近どんどん額が減ってきて、「グループホームとかそういうのをつくりなさいよ」と言っている割には、そういう補助金が少なくなっていくって、なかなかできないということもありますので、そうすると、ますます社会福祉法人としては、「ニーズは承知しているけれども、施設整備はなかなか難しいね」というところで何も前に進まないような状況が今続いていると思いますので、すぐには解決できない問題だと思いますけれども、昔からそうだったもので、根本的にどこかにメスを入れないと駄目じゃないかなと思っています。

以上です。

○増田会長 県のこういった一連の計画が、現場からももう少し見える化できないだろうかというふうな前段のご意見であったかと思えます。

コロナ禍の中で進捗が難しいという評価もございましたけれども、でもそろそろコロナ禍の中でもやっぱり達成していかなくちゃいけないなというふうな課題はそれとして見直しをしておく必要もあろうと思います。その辺が、いろんな市町とお付き合いをして

いても、コロナ禍が理由になって、何かあたかもそのレベルで終わってしまっているのではないかと。「でも、これはこれで終わったらいけないんじゃないですか」というようなことを申し上げることがあるんですが、そのあたり、少し今の池谷様のご意見も含めて気になりました。

もう1つは、国と県の施策の中で、もう1つ現場の支援につながっていないのではないかと。グループホームを例にとりご指摘があったと思います。

そのほか、最初のプランの進捗状況。ほかにご意見ございませんでしょうか。

○大石委員 直接進捗状況じゃないんですけど、よろしいですか。

直接今日ご報告いただいた中の内容ではないのですが、強度行動障害のことについて少し伺いたいと思って、少しお話しさせてください。

ご承知のように、7月に福岡県の久留米市で障害児の虐待事件が起きました。これは、いろんな団体が声明を発表されていて、僕も注目して見ていたんですが、特に手をつなぐ育成会さんの声明が心に残ったんですね。具体的には、「特定非営利法人さるく」の坂上慎一さん。僕も実は話を聞いたことがあるんですけど、長瀬という名前でもうなところに出ていた方なんですけど、行動障害のあった中学生の男の子に、結束バンドで拘束した上で頭に袋をかぶせて殴った後、自分の法人に連れて行って監禁したと。そして親から70万円とか100万円を受け取っていたというようなことだったわけですが、彼はある本にも出てきて、「私は5日間で行動障害を改善しますよ」というようなうたい文句なんかもしておりました。それで、育成会の声明の最後のところに、「そもそも今回の事案で最も深刻なのは、全国に8,000から1万人とされる強度行動障害の人たちの支援体制が脆弱であることが背景にあるからだ」ということをおっしゃっていて、まさにそのとおりだと僕も思いました。

それで、静岡県の障害者計画の中では、ちょっと僕、前の資料を今朝見てきたんですけども、静岡県としては、「強度行動障害に対する指導者の養成研修をちゃんとやりますよ」ということと、「磐田学園での支援をしっかりとやっていきます」。それから「磐田学園での研修で民間施設への支援をしていきます」というようなことが挙げられています。

実は先生、ちょっといいですか。長くなりますけど。

○増田会長 手短にお願いします（笑）。

○大石委員 磐田学園に、実は7月の末に行く機会があって寄らせていただいたら、すっ

かり数年前と様子が変わっていきまして、強度行動障害の子供ってほんの1人か2人ぐら  
いしかいなくなっていて、かなり児童養護施設のような内容で、そこに発達障害系の子  
が在籍しているという状況があって驚いたわけですがけれども、そういう変化の中で、実  
は個人的にも、特別支援学校の小・中・高等部のお子さんで強行の卵のような子とか、  
しっかり強行の子も今見させていただいているんですけれども、減ってないと思うん  
ですね。そうすると、県内で特別支援学校や施設関係を含めて、どれぐらいの強度行動障  
害の子供さん、成人期の方がいるのか、改めて把握をしたり、その支援の仕組みを検  
討していくというようなことを改めてやっていく必要はないのかなということ、今回  
の事件というか、虐待を見て感じたものですから、直接障害者プランに関係ないわけじ  
ゃないわけですがけれども、ちょっと事務局のほうにもお考えをいただきたいなとい  
うことで発言をさせていただきました。お願いします。

○増田会長 いえいえ、無関係ではございません。計画の進捗の中で「強度行動障害の内  
容はどうなんだ」ということですので、ここに載っていないなくても、そのあたりの課題は  
圏域全体のテーマとして今後考えなきゃいけないんだろうというふうに思います。

私自身も強行の研修等に関わります。一方では重症児や医療的ケア児のほうの研修に  
も関わります。そうした中で養成しているコーディネーターさんたちが、いつも課題に  
なるのは、この方たちがどこまで現場に密着して活動しているのか。この辺の実態がな  
かなか見えないということです。養成はするけれども、その方たちの活動の実態が、当  
事者ご家族からなかなか見えてこないんだとすれば、どこかに隙間が、溝が生まれてい  
るというふうにも考えざるを得ない。その辺の議論は、こういった人材養成と同時に、  
その人材養成が支えるべき実態がどこまで改善されていっているのか。それをどうい  
うふうに見える化できるのかということも本当に大きなテーマだと思っています。

今の石先生のご意見に対して私の共感するところはそこにあります。磐田学園に関わ  
った1人としては、先生の磐田学園の今の様子というのはまた気になるところでありま  
す。新生磐田学園になる前に磐田学園に伺ったときは、もうたくさん強行の子供さん  
たちの様子を見てとれましたので、その辺のギャップというのは、私もちょっと驚いた  
ところであります。

○三浦（曜）委員 精神保健福祉会連合会の三浦ですが、うちの息子が勤めています作業  
所に、毎年年度末になりますと、児童、それから生徒。高校を卒業すると、結局そこか  
ら先、高校までの指導計画はすごく充実しているんだそうですね。そこから一般の企業



に勤めるときの企業は探してくれるそうなんです。学校のほうでね、頑張っ。ところが、その学校から企業に勤めて、まあ作業所とかが多いと思うんですけども、そのところに勤めた後が続かない。そこからのフォローがなかなかないと、結局お仕事を辞めてしまうので家庭の中にいることが増えてしまう。そうすると精神状態とかもよくなりませんよね。知的障害の方は、大人になってくると、社会とのずれでストレスで精神の症状が出てくる子があるので、知的プラス精神という子が非常に増えてくるみたいなんです。

そうしますと、結局高校まであんなに丁寧に見ていた子供たちに対して、社会で成人になって老年期に入るまでの長いスパンをどういうふうにフォローするのかということで、もうちょっと高校から社会に行くところを関わり合いをもっとつくっていただいて、離職率を下げるためにはどういう活動をしたらいいかを検討していただくと、結局どこにお勤めしているということで生活リズムができますから、その人たちにはすごくいいと思うんです。何かそのところまで範囲を広げて検討していただくと、その子供たちがすごく助かるのではないかなと、いつも思っています。

○増田会長 卒後の相談支援、あるいはサポート。こういった体制が今現在の仕組みでどこまで実績を上げているか、実効性があるかということのご指摘だろうと思います。その後、実態を把握するというのがなかなかできないという面があるだろうと思います。県がおつくりになった発達障害者支援センターなんかも、そのあたりを、ともかくライフステージにのっかって、しっかりとそれぞれのステージを押しえなきゃいけないという努力をされていると思います。そうした努力が、精神であれ何であれ、少し検討されていくのもこれからのテーマかなというお話だったと思います。ありがとうございます。

では、1つ目の報告、進捗についてはそこまでといたしましょう。

続いて、ヘルプマークの入手先の確認をしていただくのが必要だろうと思います。どこで手に入るのか。あるいは、どこが一番よく手に入っているのか。分かりにくいのはどこなのか。ご本人たちからそう聞きましたので、一度そのあたりも、結果の数字だけではなくて、どういうプロセスでそれが広がっているのかというのは一度確認いただいてもいいのかなというふうに思います。でも、とてもいい制度かなというふうに思っています。

では、すみません。解消条例の施行状況について」の項目で、いかがでしょうか。

先ほど、「助言またはあっせんの申立ての前の段階で解決に至っている」と。「した

がって0件だ」というのは、運営適正化の中で苦情対応をしている私からすると「そうかな」という感じ。「0件までそんなに解決がつくかな」というふうに、ちょっとクエスチョンができましたね。社会福祉会の窓口が、この体制で適切にソーシャルワーク機能を果たしているのかと。解決に至るまでの機能を果たしているのかというのが少し気になるところだったので、本当にその結果解決に至るまでの支援経過も含めて、やはりしっかりと記録として確認する必要があるというふうに思います。

往々にして当事者って、どこかで妥協したり、黙り込んだり、あるいは一歩引いてしまったりということも対応の中であるんですね。だから、解決まで至っていないけれども当事者が身を引いてしまうという意味ですが、そういうこともやっぱり1つ、相談支援の質の問題として確認する必要があると思いました。「現在のこの社会福祉会の体制の中で、そこまで行けるかな」というふうに思ったものですから。あまり根拠はありません。ただそう思ったということを申し上げました。

○金原委員 人権同和対策室、金原です。

今の相談や、差別的な相談に関わった相手側などに対して、その後に、例えば合理的配慮の指導というか、何か資料であるとか講座、研修的なものにつながったとか、そういう事例って何かあったんでしょうか。

○増田会長 どうぞ。では、課長さん、お願いいたします。

○石田障害者政策課長 ありがとうございます。障害者政策課長の石田です。

やはりいろいろ接客とかそういった場面とかで、合理的な配慮だとか、それが差別に当たるのかというのは、「ちょっとそういう意識がなかった」とかというところがあるのも事実だと思います。そういった意味も含めて、相談事例で、紛争じゃないんですけど、当事者となった企業さんに対して、その後フォローアップで社会福祉士会さんが、合理的配慮、差別解消に関する研修という形で入るといような形でフォローしている事例があります。

以上です。

○増田会長 では、時間的にも押しておりますので、「工賃向上に向けた取組」の中で、いかがでしょうか。

働く意欲を持つ障害のある方々にとっては、本当に大切なテーマなんですね。ここでは工賃月額2万円が目標と定められております。かつては3万円が目標であったと思いますけれども。このあたりでどうぞ。

○金原委員 たびたびすみません。人権同和对策室の金原です。

工賃向上。これは以前私が担当しておりましたもので、思い入れというか、大変さが非常に分かるところなんです、ここ最近、原材料費の高騰とかですね。例えばパンとか焼き菓子を作っている事業所さんが多いものですから、かなり影響が出ているんじゃないかなと思うんですが、どうなのでしょうね。現状工賃に影響が出ているとか売上げ——商品の値上げ自体も避けられないようなところがあるかと思うんですが、その辺の状況など、お分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○増田会長 とてもいいご質問だと思います。意外と世の中値上げの状況の中で、障害者就労の現場ではどうかということだと思うんです。

○石田障害者政策課長 ありがとうございます。障害者政策課長、石田です。

資料のほうでいいますと27ページをご覧くださいませるか。

ちょっと私のほうで説明を省略してしまったので、申し訳ありません。工賃に関しては、それこそ金原室長がご担当されていた頃から、皆さん先輩方のご助力で右肩上がりで、たしか1万3,000円ぐらいから1万5,000円を超えるような形で右肩上がりでずっと来ました。ところが、やはり令和2年度ですね。いろんなイベントでグッズを販売したりだとか、そういうのが、かなりコロナの関係で販売機会が失われたとか、そういうような理由で平均工賃も下がってしまった。当然売上げも下がったりとかという状況です。

さらに、具体的な数字は持っていないんですけど、作業所連合会さんとかにお話を聞いてみると、原材料費とかガソリン代とか、そういうもろもろが値上がりしているので、かなり影響は計り知れないというふうにご指摘はいただいているところです。

○金原委員 はい、ありがとうございます。

○増田会長 金原様のご意見を踏まえると、ここはできるだけ早めに関係団体から意見聴取でもして、今この状況の中で、生産性も含めて働く機会がどういうふうに保障されていくのか。本当に一般の企業の中でも厳しいわけですから、ましてや障害者就労の現場でもっと厳しい状況があると。場合によっては仕事を失うというようなこともあるという実態把握というのは、早々に必要な時期なのかなというふうにも、ご意見を通して思いました。ぜひまたご検討を賜ればと思います。

この件については、池谷様は特にご意見ございませんか

○池谷会長代理 県へいろいろ情報が入ってくるころだと思っているんですけど、今よく言われるのが、農福連携ということで、農業、まあ植物工場ですよね。それをやる民

間会社も結構増えてきていると思うんですけども、そういうのが情報として入ったときには、ぜひ、障害者雇用というんですかね。それを推し進めるような形で関わっていただけるとありがたいなとは思っているんです。

実際に沼津のほうで、こないだも新聞に出ていましたけれども、そういう企業が来たんですけども、企業がやっぱりそういう方針を持たないと、なかなか関わりを持ってないとは思うんですけども、少しでもそういう動きがあるようでしたらば、県のほうからも障害者雇用に向けてプッシュしていただくとありがたいななんて、最近沼津でそういうことがあったもので、ちょっとそう思いました。

以上です。

○増田会長 最近、静岡大学の農学部のセンターと、県の農業専門大学校と、静岡福祉大学と、3校で農福連携の研究を始めようじゃないかという取り組みが始まっています。ただ、農福連携はあまりにも広範な領域でありまして、単なる新しい職場の開拓というふうには簡単には展望が出ないのではないのかなと思っています。とはいえ、池谷様がおっしゃったように、大事なこれからの就労の現場になるのかなということは思っています。

では、最後の話題に移りたいと存じます。「『医療的ケア児等支援センター』について」ということで、よろしく願いいたします。

○森下障害福祉課長 障害福祉課長の森下と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

資料の28ページ、資料5をご覧ください。

「『静岡県医療的ケア児等支援センター』について」でございます。

1の「要旨」にございますように、昨年9月に施行されました「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づきまして、在宅で生活する医療的ケア児や、そのご家族が地域で安心して生活できるように、7月4日、静岡総合庁舎内に静岡県医療的ケア児等支援センターを開設いたしました。センターでは、看護師資格を有するスタッフ2名を配置しまして、平日の10時から16時まで、医療的ケアが必要な方や、そのご家族などからの相談に対応しております。

7月4日の開所以降、8月末までに、ご家族や支援者などから17件のご相談をいただいております。今後も関係機関の皆様のご協力をいただきながら、多くの方にご利用いただけるよう進めてまいりたいと思っております。

また、2の「関連予算」にありますとおり、法律の施行を受けまして、令和4年度は、医療的ケア児等総合支援事業として医療的ケアに関する事業を実施しております。具体的には、先ほどご説明しました医療的ケア児等支援センターの開設により相談体制の整備のほか、医療的ケアに対応できる人材の養成のため、従来から行なっております看護及び介護従事者向けの研修の定員や対象者を増やしたものを行なったり、これも従来から行なっておりますが、継続して医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を行なっております。

また、新しい事業としましては、広報や情報提供としまして、福祉専攻科があります県内6つの高等学校におきまして、医療的ケア児を受け入れている入所施設や通所事業所の職員や当事者の方に講師となっていただきまして講義を実施いたします。高校生に、医療的ケアを含む障害福祉事業に関することや、医療的ケア児を受け入れている事業所などでの日常の仕事を説明することによりまして、医療的ケアを含む障害児等への理解の促進と、またこの分野への新たな担い手の確保を目指しております。

また、これも今年度の新しい事業となりますが、当事者家族向けに、就学期、成人移行期、入所検討期をテーマとして、各1回ずつ説明会を行なう予定となっております。この説明会では、当事者家族の先輩や教育委員会の特別支援教育課の職員、それから医療的ケア児を受け入れている事業所の職員などからの説明を受け、懇談会も行ないます。これを開催しまして、当事者ご家族の不安解消や、円滑なサービス移行を図ることを目指しております。

このほか、関係機関との連携のための事業などを行ないまして、医療的ケア児に対する総合的な支援を進めてまいりたいと思います。

説明は以上になります。よろしくお願いたします。

○増田会長 先日、県の自立支援協議会、連絡調整会議で、かなりの時間をかけて関係者の皆様方からご意見をいただくことができましたが、本協議会でも皆様から少しご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

調整会議の折に出た1つのポイントは、このセンターに県の支援のハブ機能を持たせたい。そのために私たちは、現在の社会資源、あるいは関係機関と、どういうふうなつながりを持つことによってハブ機能を持たせることができるのか。そんなことも話題になっておりました。せっかく肝煎りをつくったセンターですので、これをいかに活用するかということは、皆様方の期待の大きなところだと思いますが、いかがでしょうか。

○大石委員 大石です。よろしくお願いします。

ご説明ありがとうございました。その中で、当事者家族向けの制度説明会、それから個別相談会というお話がありましたけれども、就学時、あるいはそれよりも上ということですが、そのもっと前、乳幼児期についてはどんなふうに対応されるんですか。

○増田会長 よろしくお願ひいたします。メニューの内容が分からないとね。多分ご質問が出ると思いました。

○森下障害福祉課長 すみません。障害福祉課長の森下です。ご質問ありがとうございました。

今年度、この事業を初めて開催するというところで、開催に当たりまして、家族会の皆様ですとか、あと実際に受入れをなさっている事業所、施設の皆様からご意見をいただきまして、先ほどちょっとご説明したとおり、ライフステージに沿って、それぞれやはり転換期というのが一番皆さん悩まれたりとか情報が少ないということで、当然そのそれぞれの時点で事業所とかにもご相談はしているんですが、やはりそのライフステージの転換期となる、今年の場合はこの3つの時期。要は、これから学校に入るときと、それから就労の移行期とか、その3つの時期に分けて、そこが一番やはりご家族で不安を抱えている方が多いので、今年度については、その3つの期に分けてまずはやらせていただいて、もし今委員からお話があったように、今年説明会をやる中で、先ほどもちょっと言ったんですが、講義を受けるだけでなく、終わった後、少し懇談会のような形で皆様からご意見とかも伺ったりするものですから、例えば次は、今おっしゃったように、もっと若い時期というか、「もっとちっちゃい時期のものをやってほしい」とか、そういったご希望があれば、ちょっと来年度以降の事業の中で検討させていただければなと思っております。今年度は、まずその3つの期で様子を見させていただければと思っております。

○大石委員 つい先日、2歳の子供さんのことで、ちょっと担当の職員さんから相談があったケースがあって、やっぱり大変な思いで子供さんの受入れをされているので、障害受容のところで「相当今一番大変な時期なんだろうね」というお話をしたんですけども、その障害受容をどういうふうに支えていくのかということとか、そこにやっぱり仲間づくりというのが重なってくると思うんです。その部分をまず入り口として、ちょっと力を入れていただくと親御さんたちが救われるかなということをおもったので、またよろしくお願いします。

○増田会長 長くこの研修等に関わっているんですが、一貫した思いは、医療的なケア児、あるいは重症児者の、ご本人やご家族の生活実態を私たちは知らないのです。サービスメニューを学ぶことはいっぱいあるんですけど、実は当事者家族の生活がどんなふうに送られているのか。決して同じものは何一つないわけですがけれども、その実態や声を私たちもしっかり学びながら、そこにしっかりサービスをつなげていくという取組にしていきたいというのが、私自身も関わりながら思っています。知っているようで実は知らないわけですね。そのことを、ここ1年、痛感させられております。それゆえにこそ、改めて当事者ご家族の声を聞く機会をこうやって設けてくださったということになります。

これで十分とは思いません。多分お一人お一人のケースごとにみんな状況が違うので。そういったことも、これから本当にコーディネーターの養成もそこにつながってくればなという願いを持っています。

○篠原委員 この医療的ケア児のことなんですけれども、ちょっと私は自閉症関係なので全く存じ上げないんですが、このセンターというのはこの県に1つだけなんですか。

○森下障害福祉課長 ご質問ありがとうございます。

昨年法律ができたことで、全国の都道府県でこのセンターの設置の検討を始めまして、本県におきましては、まずはちょっと様子が分からないところもありますので、1か所、静岡の総合庁舎ということで今まず開設させていただきました。

他県の、この法律ができる前からやっているところの様子を見ますと、例えば最初1か所で始めたんだけど、だんだん知名度が上がって、皆さんから信頼していただけるようになったところで件数が増えてくると、サテライトみたいな形で増やしていったりということを実際やっている県もございますので、また本県も、今後その1か所のみまでいいのか、それともそういったサテライトみたいな形で2か所とか増やしていく形がいいのかとか、あと実際に相談支援の仕方も、今は主に電話で受けているんですが、他県では例えば訪問みたいなものを主にやっている県もあつたりしますので、今後また、このセンターの在り方についても、皆様のご意見を伺いながら少し検討してまいりたいと思っております。

○篠原委員 発達障害者支援センターを、もう10年以上前につくっていただいたんですが、それが今静岡市と浜松市にはありまして、県に「あいら」さんというのがあったのですが、その「あいら」さんが県全体を、静岡と浜松以外も見るのは大変ということで、

東部と、あと志太榛原地域にもできたものですから、家族としたら、近くにあるととてもありがたいと思うので、ご検討いただけたら、家族の方たちもありがたいんじゃないかなというふうに思いました。

○増田会長 静岡県は、いち早く重症児者支援に手を差し伸べていますので、圏域や市町の中に自立支援協議会の重症児者部会が早くからできています。8圏域にスーパーバイザーという制度をつくり、かなりその方々が中心になって様々なネットワークを動かしています。独特のシステムだと思いますが、こういったものがこのセンターにつながっていけば、さらに目となり耳となり足となって支援につながっていくのではないかと、私を私は期待をしています。そのためには、とにかく研修を通して、皆さんの共通認識、共通理解を育んでいくことを不断にやっていかなきゃいけないんだろうなと思っています。今課長さんからご説明があったように、さらに必要であれば、しっかりこういうネットワーク、拠点をつくっていくのも、今後そうやっていけばいいなと思います。

では、もうそろそろ今日与えられました時間ぎりぎりとなっております。たくさんのご意見を皆様方からいただくことができました。県の事務局にあっては、今日皆様からいただきましたご意見を、さらにいろいろ検討いただきまして、施策を膨らませていただくことができると、本協議会としては願っております。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方、長時間にわたりまして、ご協議、ご意見ありがとうございました。これをもって本日の協議会を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

事務局にお返しをいたします。

○増田障害者政策課課長代理 増田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様方、どうもありがとうございました。皆様方からいただきましたご意見につきましては、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

なお、次回の協議会につきましては令和5年3月頃の開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして令和4年度第1回静岡県障害者施策推進協議会及び第1回静岡県障害者差別解消支援協議会を閉会いたします。長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

午後3時28分閉会